

株主議決権行使に関する基本方針

当社は、次の基本方針に従い株主議決権を行使する。

1. 取締役選任議案

- a. 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配であり、株主価値の毀損が明らかな場合、代表取締役の再任議案については、個別検討する。
- b. 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上、重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合については、取締役の再任議案について個別検討する。なお、経営上の重大な影響については、売上高、収益状況、株価動向、社会的評価等を総合的に勘案して判断する。
- c. その他、個々の取締役に株主価値を毀損するような行為が認められた場合、当該取締役の再任議案については、個別検討する。

2. 監査役選任議案

- a. 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上、重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合については、個別検討する。なお、経営上の重大な影響については、売上高、収益状況、株価動向、社会的評価等を総合的に勘案して判断する。

3. 役員報酬等に関する議案

(1) 役員報酬額改定（報酬総額が実質的に引き上がる場合）

- a. 十分な根拠が必要である。
- b. 特に、当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配であり、株主価値の毀損が明らかな場合については、個別検討する。

(2) 役員退職慰労金支給

- a. 社外取締役、社外監査役への退職慰労金支給については、個別検討する。
- b. 在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合については、個別検討する。
- c. 退任取締役に対する退職慰労金支給については、当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配であり、株主価値の毀損が明らかな場合については、個別検討する。

(3) ストックオプション（新株予約権）の付与

- a. 株式価値の大幅な希薄化（希薄化比率が発行済株式総数の5%を超える場合）を招き、株式価値への影響が懸念される場合には、個別検討する。
- b. 権利付与対象者の範囲については、業績向上との関連性が強くないと考えられる場合（監査役等）については、個別検討する。

4. 会計監査人選任議案

- a. 会計監査人の独立性や適格性に関する十分な説明が必要である。
- b. 監査方針に関して、会社と対立したことによる不再任の場合には、全議案を精査する。
- c. 会計監査人の責任減免については、その必要性について納得のいく説明がなされるべきである。

5. 上記以外の議案について

株主価値を毀損するものでない限り、原則、賛成する。

以 上